



# JBS フラッシュニュース

2020年8月号

## お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男  
飯田 亮也  
深尾 淳一  
猪野 晶

Email:

[tetsuo.yamaguchi@in.ey.com](mailto:tetsuo.yamaguchi@in.ey.com)  
[ryoya.iida@in.ey.com](mailto:ryoya.iida@in.ey.com)  
[junichi.fukao@in.ey.com](mailto:junichi.fukao@in.ey.com)  
[aki.ino@in.ey.com](mailto:aki.ino@in.ey.com)

## 今月号の内容

各位

インドではコロナ感染者数は8月末時点で360万人を突破し、感染者数は7月末から約200万人増加しました。また直近の一日当たりの感染者数は約79千人を記録し世界最高となりました。特に最近では、インド西部のマハーラーシュトラ州に加えてインド南部の各州で感染者数の増加が顕著になっています。またデリーを中心とするNCR地区でも感染者が再度増加の兆しを示しています。このような状況を受けて2020年4-6月期のGDP成長率は前年同期比マイナス23.9%となりました。インド政府はアンロック4.0を発表し、メトロの再開、100人までのイベントの開催の認可等を含めて経済活動の緩和を進める一方、学校や国際線の就航については引き続き見送られています。産業界からはGSTの税率軽減や政府によるさらなる景気刺激策を求める声も出ています。

今回のフラッシュニュースのトピックは以下の通りです。

1. モディ首相が透明性の高い税制実現に向けての施策を発表
2. モディ首相が透明性の高い税制実現に向けての施策を発表(Part2)
3. 高等裁判所は、仲介サービスに係る提供場所の規定に関する妥当性を支持
4. 間接税当局がGSTの金利に関する規定の見直しを発表
5. インド、相互協議(MAP)手続きに関する詳細なガイドラインを公表
6. インド政府がGST申告に関しGSTR-2Bを導入およびGSTR-2Aの改訂を発表
7. 新しい通関ルール(CAROTAR 2020)が2020年9月21日より導入の予定

## 1. モディ首相が透明性の高い税制実現に向けての施策を発表

14 August 2020

本アラートでは、モディ首相が発表した「Transparent Taxation – Honouring the Honest」と称するプラットフォームの正式な開始について説明します。新しいプラットフォームの目的は、透明性が高く、効果的かつ効率的な税制を提供することであり、1) 対面不要の調査(電子調査)、2) 対面不要の裁判(電子裁判)、3) 納税者の憲章(Tax Charter)を含んでいます。同プラットフォームは、税務行政の公平性と効率性をもたらし、国民の権利を保護すべく所得税法の規定として導入されます。

同プラットフォームで公表された納税者の憲章は、公平、親切かつ妥当な扱いを期待すること、納税者への信用、納税者のプライバシーを尊重すること、秘密を保持すること、正確な税額を徴収すること、時宜を得た決定を行うこと、すべての行為について税務当局に責任を負わせることなど、納税者のさまざまな権利を規定しています。一方、納税者が誠実で、コンプライアンスを遵守し、情報を得て、期限内にあらゆる情報を提供し、期限内に納税するなど、さまざまな納税者の責任についても言及しています。

対面不要の調査に関して、直接税当局(CBDT)は電子調査スキームに一定の指針と修正を出しており、対面不要の調査に関連した変更を説明するアラートは、別途公開される予定です。また対面不要の裁判に関する詳細は、2020年9月25日に通知される予定です。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

## 2. モディ首相が透明性の高い税制実現に向けての施策を発表(Part2)

14 August 2020

モディ首相による「Transparent Taxation - Honouring the Honest」プラットフォームの発表をうけて、直接税の当局であるCBDTは、電子調査スキーム2019(Faceless調査スキーム2019)に対する現在進行中の税務調査の移行、スキームの主要な修正、対面不要の税務裁判スキームの導入、特定の税務当局の部門による調査手続きを実施するための権限の集中化等について要点の発表を行いました。発表内容の詳細については[アラート](#)をご高覧ください。

### 3. 高等裁判所は、仲介サービスに係る提供場所の規定に関する妥当性を支持

14 August 2020

本アラートは、2017年IGST法の第13条(8)(b)の法律上の有効性についてのグジャラート高等裁判所(HC)の判決を要約しています。

第13条(8)(b)の規定に基づき、供給者又は受領者のいずれかがインド国外に居住する場合には、仲介サービスの供給地は、供給者の所在地とする。

GSTにおけるサービスの輸出である条件の1つは、供給地がインド国外であるべきであるということである。したがって、インド国外に提供される仲介サービスは、輸出の条件を満たさない。

高等裁判所の主な指摘事項は、以下のとおりである:

- 国会は、物品やサービスのInter-state間における供給に関する法律を制定するために、憲法第246A条に基づいて排他的権限を有している。
- インド国外で請求書が発行され、外貨がインドで受け取られるとの理由でのみ、サービス輸出の条件を満たすことはできない。特に、サービス供給の場所をインドにおけるサービス提供者の所在地として考えることがふさわしい解釈と立法当局が考える場合にはなおさらである。
- 国会の立法において、仲介者の所在地を供給地と考えることを明確に定めているだけで、これを認めている規定はない。
- 同じような事態がサービス税においても存在した。従って、インドの仲介業者が提供する税務サービスに課税することは、政府の一貫した立場である。

EYコメント:

- a. 仲介サービスが輸出サービスの条件を満たさないとの当判決に基づき、納税者は、クロスボーダー取引の場合に提供されるサービスの内容や契約条件を見直す必要がある。
- b. 仲介サービスの範囲をより明確にすることは、訴訟の回避に役立つ可能性がある。GSTに基づいて発行された仲介サービスに関する通達が、ab-initioから撤回されたことは注目に値する。GST審議会の議事要旨によれば、改訂された通達は承認されたが、間接税当局(CBIC)はまだ正式な通達を発行していない。
- c. 当判決は、インド国外にサービスを提供する仲介サービスに関する課税解釈の論争を解決したと考えられる。以前、事前裁定制度(AAR)は、仲介サービスに対してはIGSTを課すべきとの判決がなされていた。
- d. 高裁は、当該取引がサービスの受領者側で課税されないことを認めているが、サービス受領者の国で仲介サービスの輸入が受領者の所在地を基準に課税される場合には、当判決の限りではない

詳細は[アラート](#)を参照願います。

#### 4. 間接税当局がGSTの金利に関する規定の見直しを発表

26 August 2020

本アラートは、間接税当局(CBIC)が財政法(第2号)100条の規定が2020年9月1日に施行される予定とする最近の通達を要約しています。

100条の規定は、2017年CGST法50条(1)に挿入されました。この規定に従い、遅延申告の場合には、現金で支払われる納付額、すなわち、納税者が仕入れ税額控除を調整した後のネットの納付額に対してのみ金利が課されるものとされます。また当該但書は、期日まで効力を生じません。

この規定は、その期間の申告が遅れて行われる場合のみを対象とし、当月の納税義務が翌月に報告される場合を対象とするものではありません。

GST審議会は、2020年3月14日に開催された第39回会合において、規定を2017年7月1日に遡及して適用する旨決定していることに留意が必要です。

以前にTelangana高等裁判所は、税金の納付遅延に対する金利はグロスの納付額に対して行われるとの判決を下した一方、Madras 高等裁判所は、金利はネットの納付額に対してのみ適用されるべきであると裁定していました。

過年度に関して、産業界は2017年7月1日に遡及して適用とするGST審議会の決定に対して政府に見直しを要請していました。

今回の見直しが、現在進行中の高等裁判所で係争中の判決にいかなる影響を与えるかどうかが注目されます。

## 5. インド、相互協議(MAP)手続きに関する詳細なガイダンスを公表

14 August 2020

OECDは、2019 年10 月24 日、行動計画14(紛争解決メカニズムをより実効的なものとする)に基づくBEPS (Base Erosion and Profit Shifting)の最低基準の実施に関するピアレビュー報告書を公表しました。

同報告書にはインドのピアレビューも盛り込まれており、インドは全体的な基準で行動計画14の最低基準の要素のうち半分を満たしていると結論づけました。更に、相互協議(Mutual Agreement Procedure=MAP)における主要な問題に対するインドの取組みや、それに対応する租税条約パートナー国の期待についての情報を含む、インドの相互手続に関する包括的な指針を公表する義務を含め、特定の分野での改善を提言しました。この点に関し、第一段階として、2020年5月6日、インドの直接税当局(CBTD)は、MAPに関する規則を改正する通知を公表しました。これに続き、2020年8月7日にCBTDは、インドのMAPに関するいくつかの側面に関する詳細なガイダンスを公表しました。

ガイダンスは4つのセクションから構成され、(A)紹介と基本情報、(B)相互協議(MAP)へのアクセスと拒否、(C)技術的問題、及び(D)MAP過程の実施を含みます。改正されたMAP規則に従い、同指針はまた、24カ月以内にMAP事案を解決するというインドの公約を強調しています。一般的に、当ガイダンスの発行は有益であり、インドの納税者、税務当局およびCompetent Authority(CA)ならびに相手国に対しても利益をもたらします。ガイダンスは、同報告書の主要分野を遵守するためにMAP制度を改革することにより、紛争解決を効果的かつ効率的な手続とするというインドの公約をさらに強化するものです。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

## 6. インド政府がGST申告に関しGSTR-2Bを導入およびGSTR-2Aの改訂を発表

31 August 2020

本アラートは、2020年8月29日に間接税当局(CBIC)が発行した、GST申告に関して新しい様式であるGSTR-2Bを導入および、現行の様式であるGSTR-2Aの改訂に関するプレスリリースを要約しています。GSTR-2Bは、2020年3月14日に開催されたGST審議会の第39回ミーティングでの勧告に基づいて検討が着手されました。GSTR-2Bは、納入業者がそれぞれのGSTR-1、GSTR-5、GSTR-6で提供した情報に基づいて、すべての事業者に対して自動的に作成される仕入れ税額控除(ITC)明細書です。これは翌月12日に作成され、2020年7月の明細書は試験的に入手可能となっています。

GSTR-2Bの主な特徴は以下です。

- 経済特区(Special Economic Zone)ユニット/デベロッパーからのDTA向け供給を含めてICEGATEシステムからの物品の輸入に関する情報が記載される。
- 各取引にて仕入れ税額控除が可能および不可能なすべての明細を示している。各取引に対するアドバイザリーによって、納税者がGSTR-3Bにて行うべき対応が明確にされる。
- すべてのインボイス、クレジットノート、デビットノート等の書類の詳細についても、ダウンロードだけでなく閲覧することができる。

GSTR-2Bは、利用可能な仕入れ税額控除を決定するのに役立ち、申告の準備、エラーの削減、照合業務の支援、コンプライアンスの簡素化にかかる時間を短縮するのに役立ちます。

様式GSTR-2Aに関しては、SEZユニット/デベロッパー毎にBOEデータがICEGATEシステムから入手された物品の輸入とDTA供給の詳細を表示すべく、2つの新しい表が挿入されました。現在、このシステムには、コンピュータ化されていない港で提出されたBOEとクーリエ・サービスを通じた輸入の情報は含まれていません。しかしながら、BOEの情報を修正することで対応される予定である。

## 7. 新しい通関ルール(CAROTAR 2020)が2020年9月21日より導入の予定

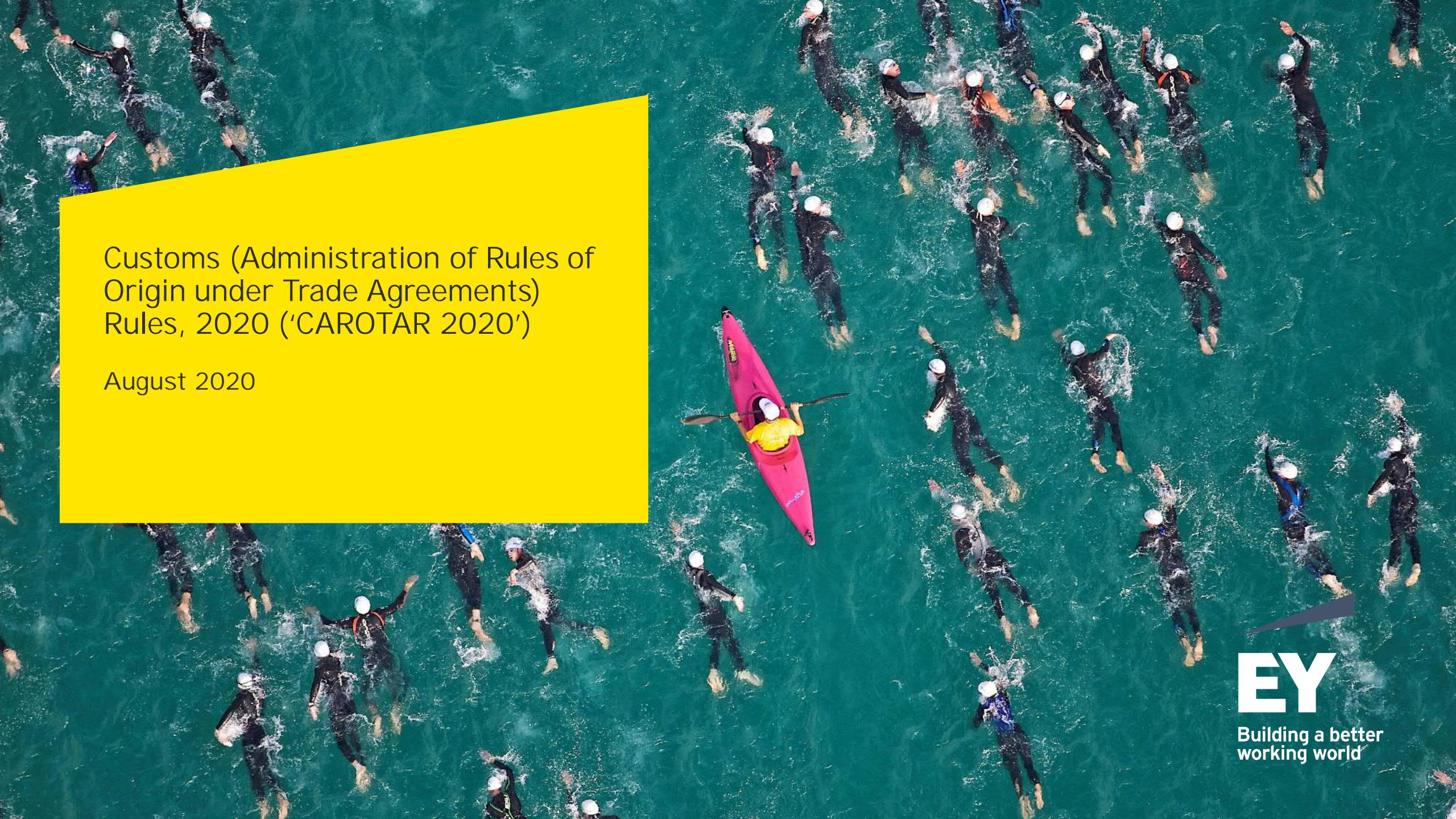
August 2020

新しい通関ルール「the new Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 (CAROTAR 2020)」が、2020年9月21日より施行される予定です。

CAROTAR 2020は、FTAを通じて関税減免の恩典を受けている輸入に対する新たなコンプライアンスを要求する内容です。

BOE提出に関して追加の情報提出が必要になります。日本、タイを含めたアジア各国からの輸入が対象になるので当該国からの輸入を行う各社におかれましては特に留意が必要です。

詳細は添付参照をお願いします。

An aerial photograph showing a large group of swimmers in black wetsuits and white swim caps swimming in a clear, teal-colored body of water. A pink kayak with a person in a yellow shirt and white cap is positioned in the center-left of the frame, facing towards the right.

## Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 ('CAROTAR 2020')

August 2020

# CAROTAR, 2020 – key aspects

CAROTAR, 2020 – To supplement operational certification procedures related to implementation of Rules of Origin, under respective trade agreements

CAROTAR, 2020 – effective from 21 September 2020

## Changes in Bill of Entry

- ▶ Additional requirement in Bill of Entry to claim preferential rate of duty under trade agreement;
- ▶ Declaration that goods qualify as originating goods for preferential rate of duty under the agreement
- ▶ Details of certificate of origin;
  - ▶ CoO reference number,
  - ▶ date of issuance of CoO,
  - ▶ originating criteria
  - ▶ Indicate if accumulation/cumulation is applied
  - ▶ Indicate if CoO issued by third country (back to back)
  - ▶ Indicate if goods directly transported from country of origin

## When to submit information

- ▶ During customs clearance or thereafter, if officer has reason to believe that origin criteria prescribed have not been met, he may seek information
- ▶ Importer to furnish information within ten working days from date information sought
- ▶ Basis information if officer satisfied that origin criteria met, then acceptance to be given in writing within fifteen working days from date of receipt of information.
- ▶ If information not provided by due date or information provided found to be insufficient, then proposal for verification to be sent to nodal officer.
- ▶ Detailed process provided in the Notification r/w Circular

## What is to be submitted

- ▶ Data to be provided as per Form I of CAROTAR 2020 in 3 sections:
  - ▶ Section I - Guidance for filing up of Form I
  - ▶ Section II - Information relating to imported goods on which benefit is intended to be claimed
  - ▶ Section III – Details of production process along with a questionnaire as provided in the Act

# CAROTAR, 2020 – impact due to non-compliance

## Impact due to non compliance

### Verification initiated

- ▶ During customs clearance if genuineness of the CoO certificate is doubted or if information not furnished or is insufficient then:
  - ▶ Duty concession suspended till conclusion of verification
  - ▶ Verification Authority to be informed of reasons for the suspension
  - ▶ Importer could request for provisional assessment, subject to conditions
- ▶ Verification Authority to be connected through the Nodal officer
- ▶ If information received within prescribed timeline (as per Trade Agreement or 60 days if not given in the Agreement);
- ▶ Verification to be concluded in 45 days or within extended timelines or as per Agreement
- ▶ Duty concession deniable if;
- ▶ No / improper response from VA
- ▶ VA report indicated origin criteria not met

### Identical imports

- ▶ If determined that country of origin criteria not met then:
  - ▶ No further verification &
  - ▶ Other claims of preferential Customs duty rate to be rejected wrt past and future consignments for identical imports from same exporter/producer
- ▶ In case of such rejection, Customs to;
  - ▶ Inform importer the reasons of rejection in writing and
  - ▶ Restore benefit with prospective effect on demonstrating that the country of origin criteria is met

### Subsequent imports

- ▶ If information not furnished within timeline, or reasonable care not taken then:
  - ▶ assessment of all subsequent bills of entry filed with claim of preferential customs duty rate to be compulsorily verified
  - ▶ Such verification to be discontinued once importer demonstrates that he is taking reasonable care, as required under the Act, through adequate record-based controls.

# Potential risk and possible next steps

Potential risk to non-compliant importers	Way forward for importers	How EY can help
<ul style="list-style-type: none"><li>• Delay in clearance of goods from customs station and consequent detention/demurrages</li><li>• Provisional assessments along with Bank Guarantees / Bonds / surety, security</li><li>• Denial of benefit under trade agreement and exposure to recovery of differential Customs duty with interest and possibly penalties etc.</li><li>• Reputational risk</li><li>• Exposure to investigations into past transactions</li><li>• Specific requirement by the Department for the RVC working / detailed probing of the manufacturing process and country of origin requirements</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Have complete visibility of AS IS for FTA transactions - Obtain relevant clarification / data from overseas suppliers</li><li>• Revise the procedure relating to claim of benefit under trade agreement so as to suitably cover the information/ documentation requirements</li><li>• Negotiate / renegotiate terms with suppliers to cover the CAROTAR 2020 requirements and financial impact, if supplier unable to evidence country of origin criteria</li><li>• Sourcing and maintenance of documents / information to address any requirement under CAROTAR 2020</li><li>• Change management and dissemination of knowledge across EXIM / Customs Broker</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Update the relevant team(s) with respect to the said legal changes / implications thereof</li><li>• Blue Printing of AS IS approach towards FTA imports currently followed / mapping thereof</li><li>• Analyse if the country of origin /RVC criteria under respective trade agreements are met / identify areas of potential risk / challenge by the Department in light of new changes</li><li>• Advise on the documents / information that would be required from the supplier where such benefit is intended to be claimed</li><li>• Provide customised SOP to be followed by EXIM team / procurement team to meet the requirements under said regulations</li><li>• Training to EXIM team / Customs Broker</li><li>• On-call advisory support with respect to any issues faced due to CAROTAR 2020</li></ul>

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit [www.ey.com/in](http://www.ey.com/in).

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。